

道徳經濟の調和（土地國有論）

附 吾人の宗教

264

313

本書目次

| | |
|-----|----------|
| (一) | 吾人の主張 |
| (二) | 道徳と經濟の調和 |
| (三) | 道徳とは何ぞ |
| (四) | 勤勞と道徳 |
| (五) | 經濟とは何ぞ |
| (六) | 社會救濟の第一義 |
| (七) | 所有權の發生 |

500.22

(一)

- (六) 土地と勤勞
- (七) 土地所有の沿革及宅地價修正に付て
- (八) 土地國有の可否
- (九) 地主小作人
- (十) 概括

(三) 吾人の宗教

吾人の主張

- (一) 交通の進歩日に日に又新なり是を以て吾人社會の一員たるもの須く先づ時務を知るの緊要事なるを認む
- (二) 道義の頽廢今や救ふべからざらんとす是を以て吾人は各自其徳性を涵養し誓て反本復禮の美を濟さんとを勉む
- (三) 道德經濟の調和これ最も吾人介心の事に屬す是を以て吾人は審思熟慮機宜に適す

- るの方策を協定す可也
- (四) 公私一切の事詢る可きは之を衆議に詢り謙虚克く正義に殉ずるの雅量あるを要す
- (五) 破邪顯正これ素より吾人の任務たり是を以て吾人は事に臨み或は正義讜論之を活殺す可く或は卓厲風發其難に赴くとある可し

人の主張

道德經濟の調和 (土地國有論)

(一) 道德とは何ぞ
 道は路なり、萬有の必ず履まざるべからざる路を謂ふ故に苟も道の離れ得べきものありとすれば、それは直に道にあらざる事を自証すると同時に謂ふ所の道を離れたる物夫れ自らも直ちに自己の存在を失ひ、其特性なるもの復た見るべからざらんことす、
 徳は得なり、萬有の克く之を体得して物夫

れ自ら是有道のものたる事を自知せざるも
 尙發して悉く節に中る此くの如きを謂ふ、
 然り茲に至るにあらざれば道德や終に得て
 談すべからず、
 而して其履まざるべからざる道とは何ぞや、
 吾人は將に之を以て天地自然の理法なりと
 言はんとす、古聖の天と呼び神と崇め眞如
 と稱せしもの言ふ所異れりと雖とも歸する
 所は同一のみ、
 夫れ萬有は道の本体にして各自獨得の屬性

を固有するは即ち其用をなす所以にして
 所謂体用不二之れ實に事物の先天的約束の
 然らざる所、豈人爲のよく左右し得るも
 のならんや、哲人曰ふ人は神の制限せられ
 たるものなりと、豈啻に人のみならんや、
 物小なりと雖も神性を宿さざる迄に小なる
 能はずと言はずや、又曰ふ人は小なる神に
 して神は大なる人なりと、豈啻に人のみな
 らんや、萬有已に道の本体にして天理の權
 現なりとすれば彼我の間何等の差あるべき

なじむもかも涇渭相違ふ所ありとなすもの
 は、偶々人屬を過重視し爾余の生物を過輕
 視したる陋見のみ、見よ萬有を個々に觀察
 する時は各々固有の特性を保ちて類を別に
 し彙を異にし細を追ふて極る所なきが如し
 と雖も、之を萬有全般の上より大觀する時
 は、彼是相共に意外の邊に意外の脈絡を通
 じて冥々裡相愛共濟の實あるの狀眞に驚異
 すべきものある事を、
 所詮萬有は一造物主の作爲する所たるや復

疑ふの余地なく、所謂天人一如萬物一體の
 事實はこれ豈動かすべからざる千古の鐵案
 にあらざらんや、
 道德の本旨の勸善懲惡にありと言ふものは
 未たし、先以て萬有の出没皆天人一如萬物
 一體の理に因由するものなる事を究明して、
 吾人の座作悉く心の欲る所に從て則を超へ
 ざるの邊に至るを以て其歸趣となす、故に
 東西の人屬にして靡然として之を以て其風
 となすに於ては熙々雍々たる淳厚の俗も今

日茲に之を謳歌し得るのみならず、吾人が見て以て唯々往古泰平の形容詞となす所の無爲の治不言の化なるものも亦容易に之を望み得る筈なりと雖も、有史以來の事實は却て其正反の証明を提供して止まずして、所謂歴史なるものは其記録に過ぎるを奈如しと云ふ吾人固より已往幾年より將來幾年に亘るべき人事の葛藤社會の紛乱なるものは又之れ宇宙の進化律上必須の現象にして到底宇宙の大調和に參朝するものなる事を

是認するものなりと雖も大智の到らざる畫策の誤れる等のあるありて前人のなせし所に於て吾人の批議を免れざるもの多々なるが如く、吾人が最善の心力を致して悔ざるものにして后人の以て徒爲無用となすものなきを必ずばかばか、且つ夫れ進歩は努力を要求し努力は犠牲を要求す、吾人の一擧手一投足尙且無意味に終らしむべけんや、咄嗟の所作豈徒爾ならしむべけんや、須を先づ氣力を長養じて之を大用せざるべから

ず、ア、努力精進これ特に現代進歩の過程にある吾人人類が寤寐離るべからざる生存律にあらすや、かの道德の制限とも見るべき(此く言ひ得べくんは)法律及制度の制定は主として努力精進の細微言ふに足らざるものゝ雖も尙絶て無用に終る事なからしめんため爲政家の用意に外ならずして、期する所は道心の喚起及其普遍により音に法制改廢の必要を促すのみならず全然其無用を叫ぶの時あらん事を庶幾するにありのみ豈

他故あらんや、
 (二) 勤勞と道德
 夫は自ら助くるものを助く、自ら助くるもの豈努力を要せざらんや、吾人常に思へらく勤勞はこれ道德にして道德は努力のみこ、實に勤勞は素と天意に出づ、此者の社會成立の基礎たり個人生存の原動力たるや宜なりと言ふべし、故にもし世間努力の從はざる道德、道德の伴はざる努力なるものありとすれば、其社會を毒し人屬を傷ふや當然

にても必ずしも吾人の言を待たばきにあらず、實に吾人は勤勞の中に生れ勤勞の中に活き勤勞の中に死するのみならず、死后尙ほ勤勞を繼續して千載の下、吾人を風化と激勵して止まざらんとす、吾人の前聖后哲と稱するもの即ち是なり、或もかもこれ獨り人屬の事とのみ言ふべけんや、天地を初め此間に生を享くるもの何物か勤勞を以て終始せざらん、知らずや天道は之を進化の理、終於視ふを得べく進化はこれ連續する勤

勞の異名なる事を、この天道テ母胎より出たる萬有の一旦勤勞を離るゝや即時其存在を失ふや固より其所なり、左れば勤勞なきものに生ある事なく生なきものに道德ある事なし(物心一如)ア、人生の勤勞を忌避し能はざるや此の如しこれ何故ぞ吾人は茲に再言せん其勤勞に對する、求心力なるもの一に天道なるに由るぞ、ア、人生問題は終に勤勞問題なる哉、

(三) 經濟とは何ぞ

吾人曾て之を村學究に聞く經濟とは經世濟民の謂なりと之を「ポリティカル、エコノミー」の譯義に比すれば其間意味の廣狹なくんばあらず、殊に經濟とは専ら富の分配生産を論ずるものなりと云ふに至つては更に狹義とある思をなす、今吾人の之を言ふや即ち此狹義に於てす、夫れ已に富と云ふ人事の交渉待つや論なし、實に富の富たるものは人屬生じ社會成りて初めて其意義をなすものにして、天地自然の通理たる道德の如く然る

ものにあらざるなり、しかも萬有は終に天理を逸すべからずして經濟の原則亦源を茲に發す宜しく天理の當然に訴へ之を解決すべくして決して人爲的加減及一時的制度の手に委棄すべけんや、社會は社會の社會にして決して個人の私を容るべきものにあらざるの理を知るものは、又少數者が多數者を制抑して其意志の自由を窒塞するの道德上の罪惡たる如く經濟上亦永く行はるべからざる所以を合点し得ん、

言ふ勿れ由來多數は直にこれ一の勢力なり
 き、己に社會を以て以上社會の爲めと言ふ
 を以て凡べての基準となさざるべからずし
 て、かの最大多數の最大幸福を企圖せんと
 言ふもの、即ち此意味に於て初めて其正を
 得るのみ、
 道德は吾人に囁くに愛即ち犠牲即ち精進な
 かるべからざるを以てす、實にこれにあら
 ざれば道德終に空名のみ、人生と何等交渉
 ある事なけん、左ればかの業は勉むるに精

しく怠るに荒むと言ふもの、獨り經濟上の
 至言たるのみならず、又道德上の黄金律た
 るを失はず、勉むるものは道德の嘉賞を得
 つ、富や招かざるも茲に到り、怠るものは
 之を追ふも終によく之に及ばず、これ其實
 例のみ、もし夫れ后天的に屬する賢不肖勤
 怠に原由する各個間の懸隔は、經濟の碩學
 と雖も奈如ともあむ能はざる所にして、こ
 は天理によらざるもの、自ら自らの存在を
 失ふも、天理は之を回救するに由なきと一

般のみ、誰をか頼み且つ誰をか怨みん、后天的差別に超然として万有に臨て一視同仁を以て自ら居る、宗教的道規も、究極する所は自ら助くるものを助くと云ふに過ず、今や吾人は端なくも道德經濟本來の一致点に接邇し得たり、残す所の問題は等しく天理を奉ずるものにして其保護に均霑せざるものはなきや、所謂勤勞に専らなるものにして富の正當分配に參與せざるものなきや即ち是れのみ、

(四) 社會救濟の第一義

吾人は常に衣食足て禮節を知る倉廩充ちて榮辱を知るの語句が性格ある人間を餘りに物質的視するものなるを以て人界に對する一種の侮辱なるを慨するものなり否語句よりも世間篤學知名の士にして尙之を唱和して怪むなきを見て餘りに其心なきを恨むものなり此の如き誤れる思想が社會の一部に醞釀せらるればころゝかの忌むべき社會主義なき言ふものゝ乗する所となるなれ、實

(三十)
た社會主義なるものは物質界を過重して精神界を閑却して措て問はざるものなるを以て動もすれば陥り易き生活本位説に根城を構へ曾て生存の要義を果すための生活と言ふに念及する事あく益々人生を寥々索寞ならしむるものなり、何ぞ夫れ物質に囚われ時代を見るの明なきの甚じきや、道德や經濟や其本義は勤勞にあるは已論せる所に於て、勤勞を思み努力に従はざるもの、幸少くして人を傷ひ世を害するは前述せる所の

如き、今幸少くして自ら救ふ能はざるものを収容して之を救濟する所業は、當人のため將た社會のため取らざる所にして吾人の斷じて與する能はざる所なり、而して社會主義は強制的に此の如きを企圖するもの何ぞ思はざるの甚じきや、所謂救濟の事たる自らを知り自らを救ひ自らを護る能力を欠くものに限りにて其他に及ぶべからず、蓋し然らざれば却て勤勉なるものを懈怠ならしめ卒直をして隱忍ならしむものなればなり

(廿二)
故に吾人の救済なるものは寧ろ消極的なるを要す、社會に貧富貴賤の不平等の發生するは多くは當事者の賢不肖勤惰に原因するものゝ如し、之を救治する一に教育の力を待ちて之により自ら發心し自ら醒警する所あらむむべきのみ、道德經濟の上よりせばこれ推論上當然の事が當然に行はれしのみと言はんのみ、然れども今之を吾人の消極的ならざるべからずと主張する社會救済政策に觀る時の所謂差別不平等は善惡の應酬

其當を得ずして十善をなすもの僅かに五報に接し十惡を犯すもの五罰に中るのみにして吞舟の魚は却て之を免る如き欠陥あるにあらざるや、換言せば因果の應酬相當らざるが如く富の分配に於て意外の錯誤あるありて此趨勢を助成せしにあらざるやを點察するにあり、勤勞の報酬に於けるや動力の機械運轉に於けるが如く、しかく正確に數字的なる能はざるべきは勿論なりと雖も然れども今もし人生の行路面に於て此の如き

大欠罪ありて勤惰其道を誤り善惡其所を異にするあるもの先其大なるものに對してさへ之が回救の方法備はらずんば差別はいよ／＼差別を生じ、不平等はいよ／＼不平等を導きて何等の施設何等の訓諭を以てするも終に寸効なかるべきは必然の理數にして毫も怪を須ざるなり、今や吾人は事の實際に就き且つ其大なるものより考究する所あらんとす、思ふに此の如くならずんば道德經濟の調和なるもの終に之を現實するに由

なかるべければなり

(五)所有權の發生

所有權とは如何なるものなるや嚴正の意味を以て之を云ふ時は法律上の所有の仮設のみ年月を期して所有權の得喪を生ずるか如きは其明徴にあらずや、吾人思へらく人と云ふ有限のものが空間若くは時間に於て無制限なる宇宙若くは日光の如きものを所有し得るものなりやと、人なるもの茲に生じ富の名ある如く人なるもの出て、茲に所有

を稱す、人なきに當て何物が之を所有するものぞ、世人の多くは占有を以て所有と合点し、所有物は凡て所有主の去來と共に去來するものなるを知らざるなり、文化洽からざる古昔にありては妻子さい所有物となせしとあり、じかも事實は良妻のため家政挽回せられ、孝子のため餘光を荷ふ老親あるを知らざるべからず、例へば著名の書畫或は什器の如き之を描き之を製せしものこそ、眞に其勤勞の報償として之を所有し

得べけんも、爾餘の何者も之が所有者を稱する能はずして唯之を占有するのみならず所謂所有者其人が却て名什のため所有せらるゝの奇觀なくんばあらず、何となれば名什の價值及存在は所有者の有無に關係する所なければなり、吾人をして言はじむる時は宇宙間に於ては造物主のみ獨り絶對の所有權を有す、彼や萬物生々の理を以て萬物を造り又同一の理を以て之を壞ち幾萬劫變る所なければなり

吾人は此理を外にして所有權なるもの、發
 生すべき所以を知らず故に之を以て推理す
 る時は自己の勤勞の報償として取得したる
 もの、み小聲以て僅に之を所有すと言ひ得
 べきが如しこれ其土地、光熱及空氣等の援
 助の効與て夫なるを以てあり、しかも吾人
 は尙所有と稱するを好まず矢張報酬を以て
 呼ばんとを欲す己に所有と言ふ其絶對なる
 や知るべきのみ、しかも引つゞく勤勞の加
 はるなからんか、一旦贏ち得たる名聞の年

月と共に流れ去るが如く終には所謂其所有
 を失ふは事實之を証して昭々たり、如上の
 立言にして誤なしとすれば自力以て取得し
 たるものにあらずれば所有を以て稱すべか
 らず、所有か、占有か、稱呼の如何は深く
 問ふを要せず、唯正當の勤勞のみ正當の報
 酬を要求し得ん、即ち要求するを得べし
 と雖も所有すべからざる性質のものは到底
 之を領有すること能はずと云ふのみ、
 (六) 土地と勤勞

經濟學に於ては土地を以て生産の三要素の一に加へ古來幾多篤學者の講究を経たる好題目なり。雖も吾人の之を説述するや學理學說の如何を討尋するにはあらず専ら其性質及地價の由來を明にせんとするにあり、人文未だ開けず人屬稀少ある時代にありては土地は光熱及空氣と同一様の取扱を受たるに過ずして、唯異なる所は本來の性質上空間を填充するものなるを以て、僅に便不便の詮議に上りし位にして土地其者の價値

なるものは一般の認識中に入らざりしなり實に萬有（殊に生物に於て然り）は存在其者を條件として土地に對し光熱及空氣同様平等均一に之を享受するの權利を有すと言ふものさへあるの時に方り有限のものとは言ひ勤勞の毫も與る所なき自然物を或者の專有に屬せしむる如きは認許すべきものなりや大なる疑問なりと信ず、况んや其物人間生活の必需品なるか故に人をして恒久的に不安の状態にあらしむるものなるをや

(卅三)
土地所有の仮設たり又仮設ならざるべからざる所以は實に茲にあり單に有限其者の直に價格を意味するものにして時及處の有限なるを以て非常の高價を呼ぶの吾人之を所謂初商内もの及觀劇席に於て見るとを得たりと雖も此等のものゝ需求者の好惡取捨に放置し得るものなるのみならず又幾分勤勞の加味せらるゝを以て同一律を以て論ずべからず殊に此等は其時や一分其席や一寸の違あるや即座に市價の變動を來すものなれ

ばかの南向の土地が北向の夫よりも常に高價に賣買（光熱の價と言へば言ひ得ん）せらるゝとは自ら撰を異にするものなり、即ち異にすと雖も勤勞に對する代償以外の高價たるや勿論なり故に吾人は之れにさへ制限を加へざるべからずと主張するものなり支拂ふものだにあれば極度の高價を取得するは敢て經濟學理の拒辭せざる所にして幾くもなく競争者生じ平均の利に復すべしと云ふが其原則とする所なり道德經濟の一致

せざる所は正に茲にあり又其よく終に一致すべき所も茲に存す、しかも土地は競争者出るも空間の填充動かすべからざるを奈如せん、この專賣的性質こそ則ち吾人の大に推究を價すとなす所にして敢て先進諸賢の教へを聞かんを欲する所なり吾人の見る所を以てすればこれ近時世人の耳目に親み來りし「トラスト」も一般寧ろ公德問題に屬すべきものにして宜しく天理の命ずる所に従ひ世論を喚起し其制裁に待たざるべか

らず、かの復びすべからざる時間及專有の空間を利し法外の代償を求むる如きは抑も天理の自然にありては經濟的價值のあるとなき自然物を加ふるに饜養飽くなき人慾の私價を以てしたるものにして、其公定の相庭を距る遠きものなり、此の如きは私腹を肥さんため自然物を利用して他の勤勞を偷（代償は勤勞の交換物なり）しもの其不正當の利得たるや勿論なりとす、專賣的性質を帶ぶる物質の不正と迄に行かざるも不正物

たらんとせる傾向ありと言ふもの實にこれあるを以てなり、吾人豈に社會の不安不利を犠牲として迄も斯る不合理の公行を默許せざるべからざるや公德之を斥け得べく法律之を禁じ得べし、しかも絶て其跡なからしめんとは、好む所に溺れ易き人情に觀て極めて至難の業たるべきを以て、かくて所得したる代償額の大部分を獨り收得者の私有ならしめざるを以て上乘の策となす、已に經濟的價値の稱すべきなき自然物に無

法の價を附して我慾を逞ふするの不條理にして之を其者の私有とすべき謂れなきを論定したり勤勞によるものにあらざれば報酬これあるなく報酬なきものに價の交換生ずべき様なし四通街衢地の餘りに高價なるは固より勤勞の致す所にあらず一にこれ社會の進歩人文の發達然らしめしのみ、一種娛樂的物体の高價なるは高價と言ふ点に於て到底恒久的なる能はざるべし、雖も該街衢區域の如きは世運の進歩と共に希望者多を

加へ高價をして益々高價ならしむるのみ、
 これ豈各個人勤勞のよく成し得る所ならん
 や、然らば此見地よりするも該地區占有者
 をして獨り其利得を擅にせしむべき道理な
 きにまらずや、人或は前述の例により地代
 の収益を目的として新に土地を購入したる
 ものに對し此理に依て其利得を制禁する時
 は却て其者の勤勞を盜む（利得の勤勞の結
 果）こととなり所謂答めて之に倣ふの誹を
 招かん寧ろ如かんや買得者の所望の儘に放

棄ち異日經濟界の推移と共に之を手放すの
 時期到來を待たにはと、一理あるの論議か
 は知らざれども乍併時運の趨向に伴ひ給需
 の變遷の免れざるは何人も承認せざるを得
 ざる所にして言はゞ（此く言ひ得べくんば）
 先に社會が特惠を以て給付せし所のものを
 後に至て回復せしとも見得べき這般事に對
 し社會として何等手足の施し様なしとすれ
 ば世の改善及進歩なるものは終に見るべか
 らざらんとす、氣運てふもの、變轉極りな

(四十一)
きや、吾人が今之を考へ之を草する間と雖も其歩を停むるとなると豈拘を屑々たる人爲の如何ともなし能ふ所ならんや、沿道の驛次の客貨に依て衣食し來りたる多數民にして一旦鐵路の開設に際して糊口の術を失し東西に流離し南北に困竄せしもの擧て數ふべからず、しかも何等の顧らるゝ所なくして終りしにあらずや、黒奴解放に際し已有の權利を褫奪せられしもの如何の報償に接したりじや近くは「ルースウヰルト」氏の

「トラスト」征伐を敢行するに當り天理人道のためと言ふの外、何等の賠償を提供したりしや、乃ち知るべし多數人の幸福を目的とする社會が社會自らの公安大利を犠牲に供して一個投機者流の野望、個人の貪慾若くは個人の不明を回護する謂れなきとを、其人の放資は即ちよし、誰か之を咎むべき、然れども事物の中外を精探せずして放資したる不明の罪は其人に歸すべきのみ所詮所得の勤勞に對する正當報酬ならざるへから

ず古人言ふ陰徳あるものは陽報ありと經濟
 道德の一致点なるもの之を再ひ茲に見ると
 を得たり、借問す前述の地代は果して其物
 なりや如何と、
 (七)土地所有の沿革及宅地價修正に付て
 所有は勤勞の報酬なり吾人の所言幸に不動
 の定義たるを得たりとすれば土地絶對の所
 有なるものは正當のものとして之を認許す
 る能はざるや明けし、言ふ迄もなく土地の
 自然物にして空氣、光熱と其必要の度を同

ふして唯有限なるを異なれりとなすのみ、
 唯有限なるの故を以て飲用水が決して水其
 者の價にあらざるも工費及手數の賠償とし
 て其價を生じたるに比して幾何の價を附す
 るのみならず、一種の專賣的色調を帶ぶる
 に至り我利者流の心の儘に市價を昂上せし
 むる如きは爲政治家の看過すべからざる要項
 に屬せずや
 近來本邦の當路者頻りに專賣事業を營み更
 に大に之を營爲せんとするもの、如し、如

何様經濟界浮沈以外に卓然として永久に確實に自ら取らんと欲する所を取るに於て之に如く良法やあるとなし、然れどもこれ政府が國家の財源に充るが爲めなればこそ、もし然らばして之を許して特寵ある個人の營爲する所たらしめなば偏仁偏愛の誹、四方に起り、忽ちにして朝野の怨を買ひ業未だ半ならざるに自ら斃るゝの憂目を見るや必然なりとす土地は動もすれば專賣的性質を誘ひ易き土地は決して私人の跳梁を容れ

るが壟斷を許すへからず、上述の如く土地は個人生存の必用物なるのみならず又國家組成の必須要件なるを以て何れの邦國と雖も建國の前、已に統治者の所領土なるものなきはなし、是を以て往昔封建時代にありては土地は實に群雄爭奪唯一の標的物たりしが如し、しかも之を領有し、持續するに稼穡耕耘の道之を推奨せざるへからず、運輸交易の方之を開始せざるへからず、即ち領民を綏撫し扶掖して以て精勵富強の民

たらしめんとす、實に銳意治を圖る英明の
主の領土の大小よりも領地の肥瘠、領地の
肥瘠よりも領民の風尚に意を致して先きに
は死生以て相争ひし土地所有（嚴重の意味
に於て）の觀念なる者の其影日と共に淡く
成り行くと同時に實質實用を重するの風、
月と共に加はりて茲に高壓手段以て民に臨
みむものが一朝にして豹變じて仁政を布き
興産に専らなるものあるに至りし、敢て珍
らしからぬ事共なりき、宜あり常情を以て

せば因縁幾星霜、實に依違去るに忍びざる
べき筈の御國替なるものが輕舉談笑の間に
行はれしによりても彼等は土地自体を見る
と過客の送迎に於けるが如く唯地上の收納
人民の統卒をのみ主眼としたるの眞事實を
窺知し得んなり、
土地領有の由來や此の如く之を劃し其私有
を許せむ者は、もご其荒廢を防がんとする
爲政者の慎密なる用意に外なし、今やこれ
あるがため私人に許すに專賣的特權を以て

する結果となり社會の差別不平等を甚から
 しむるに於ては寧ろ直に當初の狀態に還元
 して其弊實を艾去すると同時に土地固有の
 實用を遂けしめずして可ならんや、然り而
 して之をなすの途や如何、即ち專賣的性質
 を禁斷するの一途あるのみ、專賣的性質を
 除き得なば之を利用する方法少きを患へ
 ず社會は亦之に依て大に利する所あらん、
 夫れ唯一不二の地点及熱鬧區域の日々に高
 上する地代に之を擧げて私人の有たらしむ

るの理由なく又事物に專賣的性質を附與す
 るは確實なる社會の進歩に對して此上もな
 き支障たるの前述せし所の如しとせば今其
 大半を割き之を國家經營の費途に充つるの
 名正にして事順を得たるものなるを信じ
 て疑はず、事茲に到らば專賣的性質も其惡
 辣を恣にするを得ずして曾ては爲政者頭痛
 の種因たりし地代の多々高上するも更に患
 となすに足らざるものとなり、理由なき社
 會の不平等なるもの自然に之を醫し得て所

謂利用厚生の大なる者を實現して國家繁榮の基礎茲に初めて確立するを見ん、これ豈邦家の大慶にあらざらんや、沿海漁獵區、鑛山採掘地區の地代料が國庫の財源となる者一に此理に依るものなり、獨り市衢雜沓の區劃をのみ言はんや、吾人近く開會せらるべき宅地價修正調査會の今一段の進歩を以て査定せられんことを希望する所以亦正に此故のみ、政府が謂ふ所の地價が名のみ唱なるとを看破したるの明や、

嘆稱すべく殊に宅地料の勤勞を以てする収利にあらずして一に天時地利の致す所たるに想到したるの智や讚賞すべしと雖も、然れども現地價修正に當り市街宅地を二十倍郡村宅地を七倍二割に制限したるの理由や奈如、先きには明察しかく一國の智を集めたる如き政府にして幾くもなく后に朝三暮四式を改むるの勇なきを示す一に何ぞ此の如きや宅地價の名のみにして實副はす其収益の人力に與る所少きを知悉する當路者

は何すれど歩一步を進めて現今道德經濟兩
 界に於ける大問題たる勞力と報酬との調和
 を計り併せて國庫歲入の増収を企てざる、
 現に地方にありてさへ地價百倍の賣買頻り
 なる今日なれば現標準を以て修正すること
 も尙八十倍の地價及稅率の差額丈（小にじ
 ては二分五厘と八分の差）は實に公然通稅
 中にあるものなりこれ豈未だ査定せざるに
 先ち早くも改定の要あるものにあらずや、
 政府者亦何の辭あつて細民生計上の必需品

に對し煩苛なる課稅を強い及錙銖の收納に
 對し苦慮を用ゐるものぞ、此に於てか斷言
 す、政府此の如くにして覺る所なくんば數
 年毎に地價修正の煩劇に追はれて、しかも
 常に其正鵠を得ず、終に其地所の全部を舉
 げて國有となすの止むべからざる氣運に際
 會すべきとを、實に政府今回の擧や自ら知
 らざるも尙土地國有に對し一步を進めたる
 ものにしてこれ吾人の大に慶賀する所なり
 と雖も所謂地價調査會が功を収めんとして

又之を一步に失し自ら告朔の餼羊たるに甘
せるものなるを痛惜して措かざるものな
り、

(八) 土地國有の可否

如上の不當利得を容るゝ社會の禍なる哉、
これ其恐るへき魑魅の公然鬪舞し魍魎の嬉
々として翱翔する所たればなり已に一方に
不當の利得存す他方に不當の損失なき能は
ずして今世紀の大問題たる勞力と報酬との
調和なるもの永く其比を保つの時なく富者

はいよく其富を加へ貧者の益々其貧に陷
りて吾人が幸にも未だ之を見ずして聲にの
み聞くなる、かの豪富にあらざれば乞丐、
極樂にあらざれば地獄、都府にあらざれば
鄙邑、光明にあらざれば暗黒と云ふが如き
兩極面のみの世となり、社會中和の好配劑
たる中間性のもの影を絶ちて今に於て之を
想ふも尙悚然として寒心に堪へざる喧嘩争
鬪に日も亦足らざるに至るへきや明白なり
とす、吾人豈何ぞ之に堪ゆべけんや、實に

吾人今日に處するの道は、複雑中にも單純なる解決点を求め廣漠の中に統一点を發見して之を組織的となして徹底するにあるのみ、眞理は試験の蓄積にして過去を以て將來を推定するは今尙昨の如く論理の認容する所なりとせば、時てふもの、去來、大勢の歸趨に一任せば全國の廣き人民の多きも他年一目之を三分して其一を保有する一、三豪族支配中に入りて聞が如き橫暴恣睢復言ふに忍びざるものあるに至らんと必然の

結論にあらずや、
此時に方り俄かに其專恣を制し權勢を殺がんとするも法令の力或は終に相及ばざるへきを思ふ、幸に所期の徹底ありと云ふことも夫れ迄の手續の百端なる容易の事にあらず是を以て吾人は今に於て政府及國民が廣く世界の潮勢に鑑み斷然土地の國有を遂行して茲に維新に第二紀元を劃し前を繼ぎ后を興すの宏圖を恢弘せられんとを希望に堪へざるなり蓋しこれ現代の懸案たる勞力報酬

の分配をして正當ならしめ（道德經濟の調和之を措て他た求むへからず）列國共通の難題たる社會主義の浸入を豫防しかねて東洋の君子國をして天壤無窮世界の葛藤裡外に超然として斯民と共に天惠を樂しむ所以なるべければなり、もし夫れ之に對する賠償方法、統轄及徵稅手續の如きは當事者相依て以て擬議し慎重以て事は當らば事や新案と雖も處理意外は容易なるべきを信ずるものなり吾人今や進んで本案と相離るへか

らざるものよして殊に縣下否全國當面の好案件たる地主小作人問題に付聊か考察する所あらんことす諸士幸に其僭越を追咎するなからんことを、

(九)地主及小作人及地所處分法

輓近社會優勝の地位にあるものより小作人保護の聲を聞くに至りたるは吾人の觀て以て社會のため寧ろ主唱者其者（地主）のため結構の事として出來得る限りの賛辭を吝む能はざるなり、然れどもこれ實は先年朝野

の間は工場取締及少年職工に對する法案制定の議ありし時は於て同時は發生すべき問題たりしなり、殊にそが最近の動機は京地は於て所謂地震賣買の論難喧しきに其端を發せしものなるを忘るへからず、うは兎も角其目的の貫達を期せんか爲め地主會なるものを組織し官民戮力して之は當らんとする意氣組頗る多きすへきものありと雖もこれ實は地主自身の保護即ち其自衛策の緊急なるを感じたるは依るものなるを知

らざるべからずと思ふは彼等は今も於て尙自ら反省して畫策する所なからんは所有地は年々共々荒廢して、俗に所謂あたら寶の持腐れの嗤笑を招かんことす利は敏き彼等たるもの豈自ら起たざるなきを得んや、日露戰役は於ける地租増徴は直に小作料の直上となり地主は手を拱して與る所なきのみ、左なきたに三十五年以來の大打撃は打惱まされたる小作人の困憊名狀すべからず、名狀すべからずと雖もひたすら報國の念は

驅られ自己を顧みる違なき彼等可憐なる小作人は内ま鬨ぐの力を外に致して禦侮以て有終の美を全ふし得たりしなり、しかも一旦戦雲収まるや初めて我に反りて稼人を失ふたる悲嘆と共に俄に双肩の重荷に堪へざるを覺ゆたる彼等の終は涙を揮ふて故郷を去て他國に出稼せる其數幾何なるを知るべからず、元來田畑の小作なるものは収穫を基準とすべき筈のものたるは勿論にして此時此事に於ける地主小作人相互の干係は正

に合資若くは「パートナー」の心組を以て事に従ふべきものなり、左れど平常不足勝にして年中地主の恩顧に接せざるを得ざる小作人は自ら卑ふして臣僕の禮を執り曾て料金の多寡に容喙したるとなく自ら自己の權利を抛棄して顧みず片務盲從他の爲す所に一任す、是を以て左なくも取分の多きを欲して自己以外に及ぶとなき地主は平生の小恩を笠に被ると共に恣に料金を加減して果ては直税たるべき地租をして全然間税の實

あらしむるとをなす、何う夫れ小恩酷薄の
 甚しきや、今試に數字を假て之を言はんか、
 夫れ一反歩の田を自作する地主は多きも平
 均米一石五斗の収穫にして之に要する費用
 は地租及諸費を合せ金貳圓(一反一石五斗取
 米の田地地價のは大抵貳拾圓に仮定す)に
 耕作人夫(種粃を含み)拾圓五拾錢(一反歩
 に對して三十五人を要し一人金參拾錢の割)
 此に金拾貳圓五拾錢にして米價五ヶ年平均
 一升金拾錢とすれば収納米代金拾五圓なり

之れより差引く時は純益金僅かに金貳圓五
 拾錢を餘すのみ、これ實に自作の場合に於
 ける計算なり即ち地主が自作する時は全部
 の純益金貳圓五拾錢に止りしものを小作せ
 しむる時は如何、多くの場合は四分六分を
 唱ふるの常なるを以て

$$\frac{9}{10} + \frac{6}{10} = 1.5$$

となりて已に一反歩の耕作費として實に金
 拾圓五拾錢を消耗したる小作人は茲に明か

に四圓五拾錢を地主のため給與したる計算となり彼れの不利は以て地主の利となる地主の小作人に對する割合や過多なりし言ふべきのみ、
右の如き次第なるを以て小作人は田畑の小作を永續し且つ増耕する丈け欠損する所も從て大を加ふる勘定となり到底立行くべくもあらず果せるかな、工業時代に入らんとする本邦産業界今や勞力の需要なきを苦まず、之を見たる彼等は其遠心力に任せ翕然

として其門に趨り復田圃を顧るとあし、これ目今各地所在に不耕不芸の地の現存して地方地主をして憂慮措く能はざらしめし所以にして亦實に發して今次の地主會となりし所以なり、吾人をして忌憚なく言はしむれば今日の地主は自作をれば終に引合はざるのみならず往々損失を重ねるものを幸に寛容なる小作人のあるありて之に要する費用の幾分を無償にて支辨せしにより（小作人は自ら奉ずるに菲薄を以てし辛ふじて之

を辨せしなり。地主は同一程度の補助を仰ぎしと同一の結果を得て茲に過分の利得を占取したりしなり再言すれば即ち地主は小作人の無算當なるに乗じ其勤勞を無償を以て強要したるものなり、然れども比年生活難に襲はれたる小作人の一朝之を悟るや耕地は返附せらるゝに至りて地主なるもの身自ら自己の所有地を排して不耕不芸の域に擠するの實をなす、あ、何ぞ迷ふべき、積悪の家終に餘殃なからざらめや、

幸に地主小作人の間よく親和し、よく輯睦して絶て憂ふべきものなしとするも、所謂生計費なるものは、年と共に昂進するにも拘はらず農作物の價は殆んど釘付同様の地にありとせば、期年ならずして兩者間の紛擾の生ずべきは火を觀るよりも明なりと云ふべし、左りとて政府は農産物を保護して價格を永久に釣り上げん事容易の業にあらざるべく、又土地を無稅物となして地主を掩助すること更に難事たるを失はず、寧ろ

奮勵一番宅地の墾に倣ふて邦土を擧げて國
有とあし徐るに小作人獎勵の方法を講ずる
の簡にして要を得たるに如かんや、
現狀の儘を以て推移する時は土地の改良、
農作物の増殖を望が如きは百年黄河の清を
待つと同一般のみ、殊に邦土を國有となす
に依り理論は前述の如しとして今之を事の
實際に徴する時の施政の簡易に行はれて成
績依て以て大に擧るを得るは勿論所謂金甌
無欠の名實相副はしむるに於て有効なるも

の一ありて存す、即ち從來賣買抵當意の儘
に行われしにより延て土地荒廢の宿弊を誘
致したるものも今后は私人は僅かに小作權
の授受をなし得るに止るを以て令せざるも
小作人は自己利害に見て漸を以て土地を改
良し農産物の増収を計るべくして、かの恐
れて慎むべき天物暴殄の曲事や從て其影を
潜めんなり、其全土を國有となすも中に就
き便宜の地を以て郡村有若くは部落有なる
ものを許して自治自立の經營をなし且つ其

費途に充てしむべきや、は前掲賠償及管理方法と共に別は夫に講究せざるべからざる要件なりとす、

(十) 概括

道徳經濟の調和、これにあらざれば所詮社會の發達や期すべからず而して之を實現するに正當の分配に依るべきのみ、果して然るか。正當の分配これ實に社會進歩唯一の原動力にあらずや、しかも現代にありては其組織治行せられざるのみならず官民

の施爲動もすれば逆施倒行の違調あるを見る、これ吾人謏劣の身を以てして尙且つ時事憂ふべしとなす所以なり、かの教育や政治や將た法律やは皆これ異曲同趣民人をして正當の權利を正當に支持し正當に行使すべきを教ゆるものにあらずや、しかも人れ善惡強弱、賢愚及勤惰の差別あり、この差別を見ずして各人平等の分賦を試んとするあらば、これ實に却て不正當の分配を強いたとすものにして忽ちにして個性の活動

力や窒息し社會の禍乱や發生せん、これ吾人の不才を以て尙且つ時事憂ふべしとなす所以の第二なり、兎にも角にも之を個人よりせば各人の差別相を觀て其差別をして、より少なからしめんがため個性の訓育に重を措き之を社會よりせば所謂善惡の應報が正確に行はれ勞力に對する報酬が嚴密に授受せられん事、これ實に吾人の疾より望で未だ得ざるを憾とする所にして這般黃口の長談義も畢竟するに其至情に出しのみ、左

もあらばあれ、野人農間の閑是非固より何等探るべきものある事なし幸に世上同好の士此を以て彼を捨てられずんば望外の光榮のみ。

吾人の宗教

(七十六)

輾轉極りなき世相。白露帝ならざる人生を
觀、更に因果の理法なるもの、直截に頼む
べからざるものなるを思ふや、かの主一無
適以て自己の鍼路を開拓して釋尊基督の蹤
を追はんとする社會の優勝者を除きては、
鬱屈悶々の情之を行るに處なく纒かに或物
を捉へ來せ之を膜拜し其救済に依りて以て
自己安立の保障を確めんとするものあるに

至るは、これ實に人事の自然にして抑も亦
宗教なるもの、由來する所なりとす
器械の運轉は動力の多寡に相比例するもの
なることを熟知する彼等は茲に之を祈念す
ることいよく、多ければ應驗いよく、顯著
なるべきを確信して措かざるにや古來節婦
辻女の如きを輩出して一見他力救済を旨と
する宗教上の奇觀たるを失はずと雖も、こ
れ實は他力は自力のみ、自力加はらざるの
他力、他力與らざるの自力なるもの絶てこ

(七十七)

れあることかく、又自ら信ずること敦きものにして初めて他を信するの深きを証するものにあらずして何ぞや、あ、何ぞ獨り之を宗教に於ける祈念にのみ言ふべけんや、心だに誠の道に叶ひなば

祈らずとも神や守らん

然り至誠一貫これ、豈吾人の信條たらざらんや、自ら持する至誠事に當て邁往曾て他念なきものは祈ることなむと雖も、尙安心境に逍遙し得るの常にして東西の碩學此の

如く古今の秀才此に於てせり、況や博愛同仁の神は其頭上に臨ませ玉ふをや、吾人亦曾て之を我邦道德の精華たる武士道に於て親しく見を得たり、思ふに満心懸命の心力を濺て人事の宜しきに盡すは、直にこれ天理に遵ひ神旨を行ふ所以にして此間何ぞ必しも自力を言はんや、何ぞ必しも他力と言ふべけんや、
宗教は絶対不二の一物を信じて救を之に求めよと言ふ所以のもの即ち孟子の所謂其放

心を求めて之を檢束し絶て放漫することな
からしめんとの用意のみ、已に之を信じ斷
じて之を行ふ鬼神も尙之を避くと言ふもの、
亦人生の意義をして益々深からしむる所以
のみ、宗教本來の面目としては寧ろ意思及
勢力の抛下を要求す、就中他力救済の門に
ありては一向專念絶對不二の一物に歸依す
るにあるを以て動もすれば輒ち慕古厭世の
色調を誘ひ易きのみならず、往々意志の自
由を控擧して延て自己の本務責任等の觀念

を疎去するは免れざるの數と云ふべきのみ、
各宗教祖豈之を知らざらん即ち人心の幾微
に入り揚言して曰へらく
神共に汝等の中に在り汝等苟も驕り慢る
こと勿れと
更に人生四五十年の短期を以てして、尙其
間に強弱相分れ禍福科を異にするの著しき
ありて有道の士尙且つ天道是乎非乎を叫ぶ
を禁ずる能はざるを見るや又曰く
人間は平等一如なり神は一視同仁なり而

して現世は唯夫れ働作場のみ休息所は未來にありて我を待ち至公至正の審判は其の處に於て初めて行はるべしと
 以て衆民安堵の保障を築き作善止惡の已むべからざるを示して餘蘊なし、何ぞ用意の周匝にして布教の功妙を極めたるや、蓋し教祖の未來を言ひ天人同棲を説く所以のものは、人をして因果の理法を感じて切實ならしめ、自ら戒めて荒怠なからしめんとどの方便にして決して宗教の眞面目にあらざる

なり、しかも世間具眼者の寡きや、これ之を思はざるのみならず、却て之を以て宗教上の眞意義を有するもの、如く説き。自ら好て宗教の難有味を損ひ、道德の畛域に闖入して覺らず、これ豈教祖の大罪人にあらずや、然り眞にこれ野人憐むべきものにあらずや、
 吾人を以て之を見るに各宗教祖の性格及び難きものなるや勿論なりと雖も彼等の大成す所以のものは、主として數千年の昔に

ありて早くも天理の妙諦を覺知して之を事物の上に究明し理により情により之を説盡して倦む所なかりと叡智と熱烈とに在て存す、彼等は實に眞摯熱誠なる社會教育家たりしなり、彼等を以て單に宗教家となす勿れ又單に政治家と言ふ勿れ、彼等は實に政治經濟文學より法律道德宗教に至る迄有らん限りの一切を一把となし之を研鑽し之を説述したり、しかも後世彼等を目するに大宗教家を以てする所以のものは、當代の要

求は専ら宗教の上に住したるこ、彼等及彼等の后繼者はよく堅忍不拔専ら布教の任に當りたるを以てなり、而して其大宗教家となすものも亦唯今日迄を期として、しか言ふのみ、今日以後の事何ぞ容易に之を言ひ得べけんや、想ひ見よ宇宙の大。時處の無限なるよ比し數千の年月何ぞ多とすべけん、然り此短時期にありて其匹儔少きを言ふもの何ぞ必しも稱するに足るべけんや、況んや彼等の人格性行及當時の事蹟と言ふもの

にして后人の作爲に出るもの少なからざるをや、かの遺籍の覆思翻案に係りしものは言ふも更なり近く之を本邦の史乘議すべきもの多きに徴して知るべきにあらずや、一切を信するは、一切を信ぜざるに孰れぞ、神ありと許すものハ、神あるを知らざるものと孰れぞ、同一時代にありて同一程度の智識を以て付度す、盲人の探象に於けるが如くならずんば幸のみ、ア、復何をか信じ何れをか疑はん夫れ眞理は釋尊基督の作り

し所にあらず、彼等出ざるも眞理は依然として儼存也、彼等之を言はざるも、之を言ふものなしと言ふべけんや、人或は其説の廣く行はれし故を以て直ちに其説の内容正味の効に歸せんとす、これ大なる謬見のみ其よく如此を得たりし所以のものは一に其時機を得地便を得更に幸にして衆人の値遇を得たればなり、然るに何事ぞ彼れ基督は自ら謂ふて曰はく
我はこれ神の獨子なりと

其言ふ所何ぞよく我日蓮の自ら上行菩薩の
再來を以て任じしに似たるの甚しきや更に
當代に容られずして磔刑に處せられしもの
亦よく我日蓮の屢々竄謫の厄に罹りしにも
此すべからずや、ア、古往今來所守に殉じ
道に斃れしもの何ぞ限らん、獨り彼を以て
異數となすべけんや、然り此の如きは偶々
以て其道に忠なるの証憑とし見るべきのみ、
彼の大處高處は別に他に在て存す、しかも
后人の奇を好むや、這般尋常事を以て、こ

れ神の獨子たる基督が身を贖として衆惡を
贖しものなりと言ふに至ては我佐倉の義民
を奈如すべき。其聖の聖たる所以を禍する
尠少なりと言ふべけんや、
且つ夫れ絶對不二の一物は獨り基督に依て
のみ其實在を認め得らるべきものなりや、
彼なくば神も其飛在を暗示するの時なかり
しや。且つ謂ふ所の神は吾人の神と稱する
ものと同ーにはあらざるや、夫れ神は決し
て一基督のものにあらず、基督の神真なら

は爾余の哲人及吾人の神豈真ならずと言ふべけんや、抑もく亦世界は一基督の創造にあらず、人類は決して一基督のものにあらずるべしかの基督は神の獨子なりと言ひ、又衆惡を贖たりと言ふもの皆其教義の本來に見て何等の交渉なかるべきは三世因果説の佛説を輕重する所以にあらずるこ同一轍のみ、思ふにこれ、后人の仮設談にあらずるなきを知らんや、今の古となり後の今となるや、入り易き怪談奇談を悦ぶ后人の吾

人を見る當さに吾人の基督を見るよりも更に奇にして偉ならざるを必ずべけんや、仮りに我空海、日蓮の徒を以て之に充て、より以上のものたらむるも亦正さに吾人意中の儘のみ、要は唯事物の真相を觀得する察々の明これのみ、吾人が之を先きにして釋尊を有しソクラテスを有し基督を有し將たブルノイを有するは、是れ豈吾人が之を後にして釋尊を有しソクラテスを有し基督を有しブルノイを有し且つ吾人自之二三

子たることを得る所以にあらずして何ぞや、
即ち吾人は先聖后哲の故事に倣ひ堅志力行
我より古をなすテフ昂然たる意氣を以て自
ら居り前を承け后を啓き自尊又自重聖人出
づと雖も一も以て尙ふる所なからしめすこ
て可ならんや、ア、又何を苦んでか自ら侮
り他力に投下自己掌内に立命の地を求めず
して漫りに架空的安心境を憧憬するものぞ、
今や文化八紘に洽ねく蓋天全地復究理の材
たらざるはなし、此時に方り所謂奇蹟を奇

蹟とするはよし、しかも強辨百方説を構ひ
て以て今人智に短にして終に古人に如かず
と言ふが如きは、五十歩を以て百歩を嘲け
るの類のみ、誰れか、よく烏の雌雄を辨せん、
宗教の起源及性質よして果して吾人の言ふ
所よ大差なしとすれば、一知半解者流は余
りよ其意外なるよ呆然たるべし、然れども
尙信じて之に隨喜せんとするものは思の儘
に隨仰すべく、一意救済を叫ぶものゝ恣ま
ゝに叫ぶを得せしめよ、已に信じて而して

救を他に求む、所謂善惡の應報と功過の去
 來するは是れ實に他力に於てのことのみ、
 幸に安心境を庶幾と得たりとするも我は寸
 毫終に干る所あることなし、しかも世上未
 だ之を以て安立と得ざる者少しとせず、此
 輩や終に宗教に用なきや、これ實に吾人の
 將に大に聞かんと欲する所たらすんばあ
 りず、
 天地は萬物の逆旅にして光陰は實に百代の
 過客なり、而して茲は群をなす人屬あるも

の、生命や平均三十有余歳に過ぎを何ぞ天
 地の悠久たるに似ざるの甚しきや。今此蜉
 蝣の身を以てして茫漠たる宇宙に永久の意
 義を認め、萬物をして凡て耳目あらむる
 を致し且つ其死生を以て造化の妙工をなす、
 何ぞ生存するの日短くして思議する所の大
 なるに似ざるの甚しきや、
 無限無際の時てふものを繋ぐに么微言ふに
 足らざる短生涯を以てするにも不拘。無限
 の中に首尾一貫の條理を發見して幾万億外

のものと苦樂する所を同ふし、喜憂する處を一にし得るものこれ實に宗教の妙趣にあらずして何ぞや、然り有史以來綢繆紛乱常あるとなき人生にありて、幾多哲人が身命を賭して闡明し得たる平等一如の眞理を味解して、茲に無差別の中に差別を認識し煩惱即菩提の理義を心讀し得るもの、これ豈宗教に依るにあらずして何ぞや、
道德や法律や固より治國の要具たるに論なしと雖も絶て其處に宗教的意義に立脚せざ

るものは永く道德たり法律たるの權能を擅にする能はずして幾もなく徒爲徒爾たるに終るべきは歴史の正に証明する所にあらずや、
實に吾人の宗教なるものは宇宙の妙諦に參與して擒縱の自在を得、隨處爲主隨時獨立自尊の觀念を失はざらんことをするにのみ、かの自力なすなきを以て他力の救済に依らんとするも物心一如天人合一の理誤なくんば他力なるものは到底自力と形影相倚るも

のなるを奈如すべき、もし仮りに然らずと
せんか、所謂因果の理法なるものは砂上の
偶語たるに過ぎざるととなり、世事是れよ
り壊敗して永く復歸するの期なきに至らん、
天下豈此奇怪事あらんや、然り其これある
となき所以のものは一に他力の終に自力た
るが爲めにして又自力の克く精進犠牲の精
神に燃ゆる國家の良民を造るが爲めのみ、
自力なる哉、唯夫れ自力なる哉、之を吾人
の宗教觀となす伏して希くは大方の諸賢幸

は是正の勞を吝むなからむとを敬白


264
313

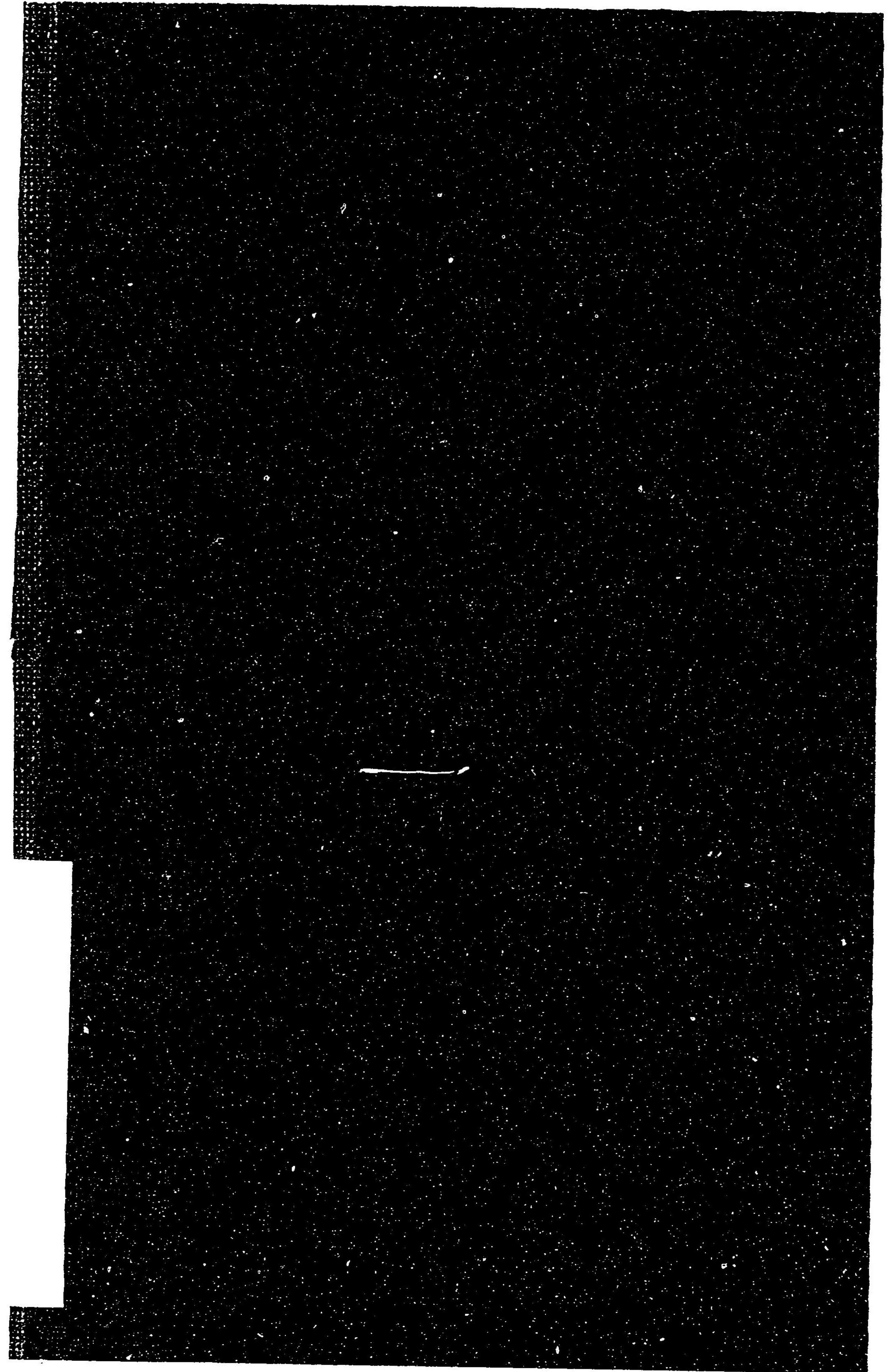
明治四十三年九月一日印刷
明治四十三年九月一日發行

福島縣石川郡小平村大字北方字田麥二百廿一番地
著作兼 永瀨 一作
發行者

福島縣岩瀨郡須賀川町西六丁目十三番地
印刷人 橋本源太郎

福島縣岩瀨郡須賀川町西六丁目十三番地
印刷所 開駿堂活版部





特46

138

道德經濟の調和

国立国会図書館

041500-000-9

特46-138

道德經濟の調和 —土地国有論— 附, 吾人の宗教

永瀬 一作/著

M43.9

BDG-0120

